

建築計画概要書の閲覧、複写について

(法93条の2)

閲覧と複写ができる建築計画概要書は次のとおりです。

建築計画概要書			
閲覧・複写	○	建築物	平成6年度以降に申請が受付された建築物の概要書。
	△	工作物	平成6年度以降に申請が受付された工作物の概要書。 ※工作物は概要書の提出が任意のため、提出状況によりご用意できない場合があります。
可否	×	建築設備	概要書はございません。

※平成11年5月1日に施行された建築基準法の改正により、当市で保管している建築計画概要書は平成6年度以降のものとなります。

※建築基準法に定めがあるとおり、閲覧制度の目的は違反建築物の予防や買主に対する不測の損害を防止するものです。営利目的が明らかな場合は 閲覧をお断りいたします。

郵送での対応はしておりません。

町田市役所8階805窓口(閲覧証明係)においてご申請いただいた場合にのみ、閲覧対応をさせていただきます。閲覧後、ご希望により複写(一枚10円)を交付させていただきます。

窓口にて当該物件を特定していただく必要があります。物件についての情報が少ないと、特定できない場合がございます。

特定にあたり、事前に下記の書類をご用意の上、ご持参いただくことをお勧めいたします。

- ・ 登記済証(建物、土地)
- ・ 登記事項証明書(建物、土地)
- ・ 公図
- ・ 付近見取図
- ・ 閉鎖登記簿謄本

関係法令

参 考